

「事案 25-180」 契約無効請求

・平成 26 年 8 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

以前契約していた保険と同様の内容と説明され、新規に契約したが、実際には掛け捨て保険であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 10 月、募集人から、「以前に契約していた定期保険特約付終身保険契約と同様の保険である」との説明を受け、利率変動型積立保険に契約したが、実際には、以前の契約とは異なり、掛け捨て保険であった。

以下の理由により納得できないので、契約を無効にしてほしい。

- (1) 加入の際、募集人から本契約が掛け捨てであることの説明を受けていない。
- (2) 設計書、ご契約のしおり・約款を受取っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の内容については、申立人が自署・押印した申込書や保険証券等に明記されている。
- (2) 募集者による誤説明等、申立人が錯誤に陥ったとする客観的な事情が判明していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 説明義務違反を理由とし、消費者契約法 4 条 2 項（不利益事実の不告知）にもとづく本契約の取消しを求めるもの（主張①）。
- (2) 錯誤を理由とし、民法 95 条にもとづく本契約の無効を求めるもの（主張②）。

2. 主張①について

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえで、重要な事実を告げなければならないことを意味する。ただし、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。
- (2) 申立人は、本契約がいわゆる掛け捨ての保険であるとの説明を受けていないと主張するが、事情聴取から、この「掛け捨てでない保険」とは、満期時あるいは解約時に満期保険金や解約返戻金として、比較的多額の金銭の支払いがなされる保険を意味しており、本件はこのような給付や支払いがないことの説明が無かったという主張であると判断する。
- (3) 本契約が掛け捨てであるか否かは、本契約の具体的内容により定まる。申立人は、保険内容を説明するために用いる設計書も、ご契約のしおり・約款ももらっていないと主張するが、生命保険の募集に際して、募集人が、比較的複雑な契約の内容を説明するのに口頭での説明だけで済ませることは通常考えられず、設計書等の説明文書が交付されたと推定することが妥当である。また、契約申込書において、申立人が、「特に重要な事項の説明

を受け『ご契約のしおり一定款・約款』『特に重要な事項のご説明』を受領しました」として受領印を自ら押印していることから、契約のしおり・約款の交付を受けたことが推定される。

(4)したがって、本件においては、契約の内容が説明されたものと推認できる。そして設計書には、「保障内容の明細」に加え「積立金の推移」「解約返戻金」が具体的に記載されていること、契約申込書には、本契約における積立保険の保険料が0円で、その他は定期保険特約、疾病入院特約等から成ることが明記されていることから、本契約が、積立金部分が少額であり、保険期間中の保障を重視したものであって、期間満了時や解約時に支払われる金銭は少額であることは容易に認識できる。

(5)したがって、消費者契約法4条2項に該当する事実を認定することはできないので、契約の取消しを求める申立人の主張は認められない。

3. 主張②について

(1)仮に申立人が期間満了時に保険金等を受領することを重視していたとするならば、その金額がいくらであるかを契約時に注意することは当然であり、設計書などの契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、設計書等を読めば、本契約が保障を重視した保険であること、期間満了時あるいは解約時に比較的多額の金銭の給付がないことは、わずかな注意によって容易に知り得ることである。

(2)よって、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると認められるので、民法95条ただし書きにより、申立人から契約の無効を主張することはできない。